

『ジェンダー研究』編集方針

- 1 『ジェンダー研究』（以下、本誌）は、学際的・国際的なジェンダーに関する最新の研究成果を発信し、グローバルなジェンダー研究の発展に寄与する。
- 2 本誌は、特集記事・投稿論文・書評からなる。
- 3 本誌は特集記事を企画し、時宜にかなったもの、国際的な関心の高いもの、新領域を開拓するものなど、現在のジェンダー研究にとって重要であるテーマで、質の高い論文を掲載する。
- 4 投稿論文は、国内外・学内外を問わず公募し、厳正な審査を経て掲載することで、質の高い学術論文の国内外への頒布を進める。
- 5 書評は、国内外のジェンダーに関する書籍を厳選し、最先端の研究動向の紹介およびそれについての考察を加えた論評を行う。
- 6 本誌の刊行により、国内外・学内外のジェンダーに関する研究の発展を促進し、グローバルかつ有機的な研究交流の構築を目指す。そして、国立大学法人として、男女共同参画社会の実現に貢献する等の、社会的要請にも応える。

『ジェンダー研究』投稿規定

- 1 投稿する論文は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
 - 2 投稿者は、国内外を問わず、学際的に女性学・ジェンダーに関する研究に従事する、原則として修士号取得相当以上とする。
 - 3 投稿する論文は、未発表の論文に限る。なお、この規程に違反した場合、新たな投稿を受け付けないなど、しかるべき措置をとる。
 - 4 論文執筆における使用言語は、原則として日本語または英語とする。日本語／英語以外の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。
 - 5 投稿論文は、
 - ・日本語の論文は、注・図表・参考文献を含めて20000字以内。
 - ・英語の論文は、注・図表・参考文献を含めて8500ワード以内。
 - ・なお、1図表500字相当、1ページを要する場合は1000字相当とする。
 - ・挿図の場合は、1ページあたり1000字、刷り上がり20頁内に入ることを原則に、およそ20点までとして全体を構成する。
 - ・挿図に用いる図版の掲載許可については、投稿者が自らの責任において然るべき手続きをとる。なお許可に要する費用は、投稿者負担とする。
- *定められた字数などの制限を超えた場合、形式において甚だしく不備がある場合には、受理できない。

- 6 論文の提出時には、本文・図表・参考文献のほかに、以下についても提出すること。
 - 6-1 表紙。論文タイトル（副題も含む）と投稿者氏名・所属を、日本語と英語とで記す。（タイトル等の英語表記は、確認のうえ編集事務局で変更する場合もある。）
 - 6-2 日本語要旨。400字以内。
 - 6-3 英語要旨。200ワード以内。ネイティブチェック済のもの。
 - 6-4 キーワード。日本語・英語ともに5語以内で、それぞれの要旨の後に記載する。
なお、執筆者を特定するようないかなる情報（謝辞、科研番号）も記載してはいけない。
- 7 投稿論文は、ジェンダー研究所ウェブサイト上の、以下のいずれかの投稿フォームより、必要事項を入力したうえで、メール添付にて送付すること。
日本語投稿フォーム <https://form.jotform.me/72482244933459>
英語投稿フォーム <https://form.jotform.me/72488720633461>
- 8 本文と要旨などのテキストのデータは Word と PDF のファイルにし、図、表のデータは Word または Excel と PDF にし、写真は JPEG と PDF のファイルにして提出すること。
- 9 他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、原則として投稿者が自らの責任において必要な手続きを行う。その際の費用に関しては投稿者が負担する。
- 10 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める＜『ジェンダー研究』執筆要項＞に従う。英語の投稿論文は *Style Sheet for Journal of Gender Studies* とする。
- 11 投稿論文の掲載の可否は、査読者による審査のうえ、編集委員会が決定する。ただし、本投稿規定・執筆要項や本誌の趣旨に合致しない原稿、また学術的論文としての水準を著しく達していないと判断された場合、審査の対象外とする場合もある。
- 12 編集委員会は、査読者の審査にもとづき、投稿者に論文の修正を求めることがある。求められた投稿者は、速やかに論文を修正し、修正対応表をつけて、メールにて提出しなければならない。
- 13 投稿者による校正は原則2回までとする。
- 14 投稿後、投稿論文を取り下げの場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 15 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表・写真などが多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究所に帰属するものとする。転載を希望する場合には、編集委員会の許可を必要とする。

- 改訂 1. 2017年10月27日制定
2. 2021年5月14日改訂

『ジェンダー研究』執筆要綱

<http://www2.igs.ocha.ac.jp/wp-content/uploads/2019/11/yoko2019.pdf>